

有料老人ホーム重要事項説明書

作成日 平成 28 年 12 月 1 日

1. 事業主体概要

事業主体名	ライフケアデザイン株式会社
代表者名	代表取締役 出井 学
所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号 IVYイーストビル5階
電話番号	03-6418-7978
ホームページアドレス	http://www.lifecaredesign.co.jp/
資本金(基本財産)	7億4,500万円
主な出資者(出捐者)とその金額又は比率※1	ソニー・ライフケア株式会社 100%
設立年月日	平成11年10月5日
直近の事業収支決算額※2	平成27年4月～平成28年3月 (収益)184,803千円 (費用)585,868千円 (損益)▲401,065千円 注) 有料老人ホームの新設を含む事業規模拡大を目指しております。そのため現状は本社部門経費等が収益を上回る収支構造となっておりますが、当面の収支を支える原資として、資本金および資本剰余金(計9.8億円)を有しております。
主要取引金融機関	三井住友銀行 本店営業部 三菱東京UFJ銀行 横浜藤が丘支店 横浜銀行 青葉台支店 みずほ銀行 青葉台支店
会計監査人との契約	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ()
他の主な事業	—

※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。

※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

2. 施設概要

施設名	びあはーと 藤が丘	
施設の類型及び表示事項	類型	1. 介護付 (<input checked="" type="checkbox"/> 一般型) ・ 外部サービス利用型 2. 住宅型 3. 健康型
	居住の権利形態	1. 利用権方式 2. 建物賃貸借方式 3. 終身建物賃貸借方式
	入居時の要件	1. 自立 2. 要介護 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 要支援・要介護 4. 自立・要支援・要介護
	介護保険	1. 指定介護保険特定施設 (番号 1473700324 、指定年月日 平成12年6月1日) 介護専用型・ <input checked="" type="checkbox"/> 混合型 ・ 混合型 (外部サービス利用型) ・ 地域密着型 ・ 介護予防・介護予防 (外部サービス利用型) 2. 介護保険在宅サービス利用可
	居室区分	1. 全室個室 (夫婦等部屋含む) 2. 相部屋あり
	介護に関わる職員体制	2.0 : 1 以上 要支援・要介護認定を受けている入居者に対して、現在及び将来にわたって、入居者2.0人に対して職員1人以上の割合で介護に当たります。 この数字は、非常勤もその合計時間を常勤職員に換算する方式で行い、常時入居者2.0人に職員が1人お世話するものではありません。
	提携ホームの利用	1 提携ホーム利用可 (—)

等	2 提携ホーム移行型(ー)																																																
開設年月日	平成12年6月1日																																																
施設の管理者名	岡崎 公一郎																																																
所在地	神奈川県横浜市青葉区藤が丘二丁目4番8号																																																
電話番号	045-972-0172																																																
交通の便※3	東急田園都市線「藤が丘駅」北口より徒歩1分(70m)																																																
ホームページアドレス	http://www.lifecaredesign.co.jp/																																																
敷地概要※4	権利形態 所有 ・ 借地 (借地の場合の契約形態) 通常借地契約・定期借地契約 (借地の場合の契約期間) 年 月 日～ 年 月 日 (通常借地契約における自動更新条項の有無) 有・無 敷地面積 511.50㎡																																																
建物概要	権利形態 所有 ・ <u>借家</u> (借家の場合の契約形態) <u>通常借家契約</u> ・定期借家契約 (借家の場合の契約期間) 平成12年1月1日～平成31年12月31日 (通常借家契約における自動更新条項の有無) <u>有</u> ・無 建物の構造 鉄筋コンクリート造地上5階建造 (<u>耐火</u> ・準耐火・その他) 延床面積 1,320.26㎡ (うち有料老人ホーム 1,210.19㎡) 建築年月日 平成4年10月2日建築 改築年月日 年 月 日改築 建築確認の用途指定 <u>有料老人ホーム</u> ・その他()																																																
居室、一時介護室の概要	居室総数 32室 (全室個室14.4㎡) 定員32名 (内訳) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>居室定員</th> <th>室数</th> <th colspan="2">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居室</td> <td>個室</td> <td>32室</td> <td colspan="2">14.4㎡</td> </tr> <tr> <td>うち2人定員</td> <td>室</td> <td>㎡～</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>㎡～</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>㎡～</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一時介護室</td> <td>個室</td> <td>室</td> <td>㎡～</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>㎡～</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>㎡～</td> <td>㎡</td> </tr> </tbody> </table>				居室定員	室数	面積		居室	個室	32室	14.4㎡		うち2人定員	室	㎡～	㎡	2人部屋(相部屋)	室	㎡～	㎡	人部屋(相部屋)	室	㎡～	㎡	一時介護室	個室	室	㎡～	㎡	2人部屋(相部屋)	室	㎡～	㎡	人部屋(相部屋)	室	㎡～	㎡											
	居室定員	室数	面積																																														
居室	個室	32室	14.4㎡																																														
	うち2人定員	室	㎡～	㎡																																													
	2人部屋(相部屋)	室	㎡～	㎡																																													
	人部屋(相部屋)	室	㎡～	㎡																																													
一時介護室	個室	室	㎡～	㎡																																													
	2人部屋(相部屋)	室	㎡～	㎡																																													
	人部屋(相部屋)	室	㎡～	㎡																																													
共用施設・設備の概要 (設置箇所、面積、設備の整備状況等)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>共同生活室(エントケアの場合)</td> <td>設置階</td> <td>ー</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">食堂</td> <td>設置階</td> <td>3階 (37.6㎡)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4階 (52.5㎡)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3、4階食堂は機能訓練室と共用</td> </tr> <tr> <td>浴室(一般浴槽)</td> <td>設置階</td> <td>1階 (23.0㎡)</td> </tr> <tr> <td>浴室(特別浴槽)</td> <td>設置階</td> <td>1階 (10.6㎡)</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>設置箇所</td> <td>居室内(20箇所) 共用(各階1箇所)</td> </tr> <tr> <td>洗面設備</td> <td>設置箇所</td> <td>居室内(28箇所) 共用(各階1箇所)</td> </tr> <tr> <td>医務室(健康管理室)</td> <td>設置階</td> <td>3階 (10.0㎡)</td> </tr> <tr> <td>談話室</td> <td>設置階</td> <td>5階 (計 14.4㎡)</td> </tr> <tr> <td>応接室/面談室</td> <td>設置階</td> <td>1階 (計 6.0㎡)</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>設置階</td> <td>1階</td> </tr> <tr> <td>宿直室</td> <td>設置階</td> <td>ー</td> </tr> <tr> <td>洗濯室</td> <td>設置階</td> <td>2、3、4、5階 (計 8.0㎡)</td> </tr> <tr> <td>汚物処理室</td> <td>設置階</td> <td>2、3、4、5階</td> </tr> <tr> <td>看護・介護職員室</td> <td>設置階</td> <td>3階</td> </tr> </table>			共同生活室(エントケアの場合)	設置階	ー	食堂	設置階	3階 (37.6㎡)		4階 (52.5㎡)		3、4階食堂は機能訓練室と共用	浴室(一般浴槽)	設置階	1階 (23.0㎡)	浴室(特別浴槽)	設置階	1階 (10.6㎡)	便所	設置箇所	居室内(20箇所) 共用(各階1箇所)	洗面設備	設置箇所	居室内(28箇所) 共用(各階1箇所)	医務室(健康管理室)	設置階	3階 (10.0㎡)	談話室	設置階	5階 (計 14.4㎡)	応接室/面談室	設置階	1階 (計 6.0㎡)	事務室	設置階	1階	宿直室	設置階	ー	洗濯室	設置階	2、3、4、5階 (計 8.0㎡)	汚物処理室	設置階	2、3、4、5階	看護・介護職員室	設置階	3階
共同生活室(エントケアの場合)	設置階	ー																																															
食堂	設置階	3階 (37.6㎡)																																															
		4階 (52.5㎡)																																															
		3、4階食堂は機能訓練室と共用																																															
浴室(一般浴槽)	設置階	1階 (23.0㎡)																																															
浴室(特別浴槽)	設置階	1階 (10.6㎡)																																															
便所	設置箇所	居室内(20箇所) 共用(各階1箇所)																																															
洗面設備	設置箇所	居室内(28箇所) 共用(各階1箇所)																																															
医務室(健康管理室)	設置階	3階 (10.0㎡)																																															
談話室	設置階	5階 (計 14.4㎡)																																															
応接室/面談室	設置階	1階 (計 6.0㎡)																																															
事務室	設置階	1階																																															
宿直室	設置階	ー																																															
洗濯室	設置階	2、3、4、5階 (計 8.0㎡)																																															
汚物処理室	設置階	2、3、4、5階																																															
看護・介護職員室	設置階	3階																																															

	機能訓練室	設置階 3、4、5階 (計 110.5 m ²) 他の共用施設との兼用 無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 (3、4階は食堂と共用)
	健康・生きがい施設	設置階 — (m ²)
	外来者宿泊室	設置階 — (m ²)
	エレベーター ※5	1基(うちストレッチャー搬入可 0基)
	スプリンクラー	設置箇所 全館(各居室、廊下、食堂、厨房、談話室、応接室、事務室、更衣室)
	居室のある区域の廊下幅	両手すり設置後の有効幅員 (1.47m)
緊急通報装置等 緊急連絡・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 共用部(洗面所・トイレ)及び居室に設置するナースコール(双方向会話可能)をヘルパーステーションと、介護職員及び看護職員が携帯するPHSで受け、緊急時対応する。 離床センサー、徘徊センサー、共用部TVモニター設備あり。 安否確認の方法・頻度等 要介護状態区分及び状況に応じて適宜見回り。	
同一敷地内の併設施設又は事業所等の概要※6	—	
有料老人ホーム事業の提携ホーム及び提携内容	—	

※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算すること。

※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。

※5 ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。

※6 同一建物内の施設は全て、営業主と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合(指定居宅介護支援を含む。)は、その種類と番号を記載すること。

3. 利用料※7

(1) 利用料の支払い方式

支払い方式 ※8	一時金方式	月払い方式	<input checked="" type="checkbox"/> 選択方式
----------	-------	-------	--

(2) 一時金方式

費用の支払方法 ※9	入居一時金及び敷金は、入居時まで一括支払い。 前月の実績に基づいた利用料等は、原則として口座引落による月払い。		
敷金	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 (250,000円、家賃相当額の2.976か月分) ※退去時に原状回復費用(経年劣化分並びに事業主体が別途認めた修繕及び模様替え部分を除く)を控除した金額を除き全額返還いたします。		
入居一時金	法第29条第7項に規定される前払金 4,800,000円		
想定居住期間又は償却期間	5年		
算定の基礎(内訳)	入居一時金の算定にあたっては、厚生労働省の有料老人ホーム設置運営標準指導指針及び事務連絡(平成24年3月16日付)で示された算式に基づき算定します。具体的な算定方法は入居契約別紙1で示します。		

<p>解約時の返還金（算定方法等）</p>	<p>事業主体は、解約時に以下の算式を用いて算出する金員（以下「返還金」という）を次の各号に従い返還します。</p> <p>返還金＝入居一時金×75%÷償却期間（5年）の日数 ×契約終了日から償却期間満了日までの日数</p> <p>一 入居契約第29条（契約の終了）第一号（入居者（乙）と契約者（丙）が異なる場合で乙のみが死亡し契約が終了した場合）、第二号、又は第三号により契約が終了したときは丙に、入居契約第29条（契約の終了）第一号（丙が死亡し契約が終了した場合）により契約が終了したときは返還金受取人に返還するものとします。</p> <p>二 返還金には、利子は付さないものとします。</p> <p>（短期解約特例）</p> <p>事業主体は、老人福祉法施行規則に従い入居後3月が経過するまでに入居契約が解約された場合、以下に掲げる要領に従って、受領済みの入居一時金を契約者に返還します。</p> <p>①入居一時金のうち返還の対象とならない額（1,200,000円）についても全額を無利息で返還します。</p> <p>②返還する金額から入居期間（入居日から契約終了日までの期間）の利用料（1日当たり2,000円及び料金プランに定める管理費、介護費用（上乘せ介護費）、食費及び光熱水費の日割額に入居期間の日数を乗じて算出する）を差し引いて、居室の明け渡し日後90日以内に、無利息で返金することとします。但し、残額が不足する場合は、追加で支払を求めるものとします。</p>														
<p>返還の対象とならない額の有無</p>	<p>無・<input checked="" type="checkbox"/> (1,200,000円)</p>														
<p>初期償却の開始日</p>	<p>入居日</p>														
<p>介護費用の一時金</p>	<p>—</p>														
<p>算定の基礎（内訳）</p>	<p>—</p>														
<p>解約時の返還金（算定方法等）</p>	<p>—</p>														
<p>返還の対象とならない額の有無</p>	<p>—</p>														
<p>初期償却の開始日</p>	<p>—</p>														
<p>月額利用料</p>	<p>296,970～307,230円</p>														
<p>年齢に応じた金額設定</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 無・有</p>														
<p>要介護状態に応じた金額設定</p>	<p>無・<input checked="" type="checkbox"/></p> <p>介護費用（上乘せ介護費）</p> <p>※事業主体が提供する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者介護を利用いただく場合にご負担いただきます。</p> <table border="1" data-bbox="459 1686 1391 1805"> <thead> <tr> <th>要支援1</th> <th>要支援2</th> <th>要介護1</th> <th>要介護2</th> <th>要介護3</th> <th>要介護4</th> <th>要介護5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>116,910円</td> <td>116,910円</td> <td>114,750円</td> <td>112,860円</td> <td>110,700円</td> <td>108,810円</td> <td>106,650円</td> </tr> </tbody> </table>	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	116,910円	116,910円	114,750円	112,860円	110,700円	108,810円	106,650円
要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5									
116,910円	116,910円	114,750円	112,860円	110,700円	108,810円	106,650円									

	月額利用料	内 訳																						
	合計	管理費	介護費用 (上乘せ介護費)	食費	光熱水費	家賃相当額																		
料金プラン ※10 (月額利用料と内訳)	296,970 ～307,230円	79,920円	106,650 ～116,910円	64,800円	21,600円	24,000円																		
	<p>・管理費につきましては、平成27年4月1日付で改定を行っており、平成27年3月31日までの入居者向けの金額(64,800円)とは異なります。</p> <p>・各コースとも、介護費用(上乘せ介護費)は事業主体が提供する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者介護を利用いただく場合に要介護状態に応じてお支払いいただきます。尚、入居後に自立となった場合又は事業主体が提供する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者介護を利用しない場合、介護費用(上乘せ介護費)に替えて、入居者の基本的な生活の支援を行うサービス(食事サービス、生活支援サービス及び健康管理サービス)の費用として生活支援費116,910円をお支払いいただきます。</p>																							
算定根拠 ※11	管理費	事務・管理部門の人件費及び施設の維持管理費																						
	介護費用 (上乘せ介護費)	入居者の基本的な生活の支援で、介護保険適用範囲を上回る介護サービスに関わる人件費																						
	食費	上限 64,800 円 [内訳] 朝食 648 円/昼食 648 円/夕食 864 円 ・喫食数に応じ実績精算																						
	光熱水費	電気、ガス、水道料金																						
	家賃相当額	借建物の家賃																						
	その他	—																						
月額利用料に含まれない実費負担等 ※12	<p>・医療費、薬剤費、予防接種費、おむつ代、業者依頼クリーニング代、理美容、電話の設置移設費用及び基本料回線使用料等、新聞代、レクリエーション消耗材料費、外食ツアーやドライブツアー等の参加費、外食・出前等の食事代</p> <p>・私用備品の消耗品費及び修繕費用</p> <p>・個人的日常生活上の便宜に要する費用</p>																							
介護保険に係る利用料 ※13 (適用を受ける場合で1割負担の場合)	特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要介護1</td> <td>192,338円</td> <td>19,234円</td> </tr> <tr> <td>要介護2</td> <td>214,174円</td> <td>21,418円</td> </tr> <tr> <td>要介護3</td> <td>237,716円</td> <td>23,772円</td> </tr> <tr> <td>要介護4</td> <td>259,552円</td> <td>25,956円</td> </tr> <tr> <td>要介護5</td> <td>282,750円</td> <td>28,275円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別機能訓練加算 (有・<input type="checkbox"/>無)</p> <p>夜間看護体制加算 (<input checked="" type="checkbox"/>有・無)</p> <p>医療機関連携加算 (<input checked="" type="checkbox"/>有・無)</p> <p>看取り介護加算 (<input checked="" type="checkbox"/>有・無)</p> <p>介護職員処遇改善加算 (<input checked="" type="checkbox"/>有・無)</p> <p>サービス提供体制強化加算 (<input checked="" type="checkbox"/>有・無)</p>							月 額	自己負担額	要介護1	192,338円	19,234円	要介護2	214,174円	21,418円	要介護3	237,716円	23,772円	要介護4	259,552円	25,956円	要介護5	282,750円	28,275円
		月 額	自己負担額																					
要介護1	192,338円	19,234円																						
要介護2	214,174円	21,418円																						
要介護3	237,716円	23,772円																						
要介護4	259,552円	25,956円																						
要介護5	282,750円	28,275円																						
介護予防特定施設入居者生活介護(1か月30日の例) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>月 額</th> <th>自己負担額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援1</td> <td>61,983円</td> <td>6,199円</td> </tr> <tr> <td>要支援2</td> <td>106,010円</td> <td>10,601円</td> </tr> </tbody> </table> <p>個別機能訓練加算 (有・<input type="checkbox"/>無)</p> <p>医療機関連携加算 (<input checked="" type="checkbox"/>有・無)</p> <p>介護職員処遇改善加算 (<input checked="" type="checkbox"/>有・無)</p>							月 額	自己負担額	要支援1	61,983円	6,199円	要支援2	106,010円	10,601円										
	月 額	自己負担額																						
要支援1	61,983円	6,199円																						
要支援2	106,010円	10,601円																						

(3) 月払い方式

費用の支払方法 ※9	敷金は、入居時まで一括支払い。 前月の実績に基づいた利用料等は、原則として口座引落による月払い。							
敷金	無・ <input checked="" type="checkbox"/> (250,000円、家賃相当額の2.976か月分) ※退去時に原状回復費用(経年劣化分並びに事業主体が別途認めた修繕及び模様替え部分除く)を除く)を控除した金額を除き全額返還いたします。							
月額利用料	356,970～367,230円							
年齢に応じた金額設定	<input type="checkbox"/> 無 ・ <input type="checkbox"/> 有							
要介護状態に応じた金額設定	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 介護費用(上乘せ介護費) ※事業主体が提供する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者介護を利用頂く場合にご負担いただきます。							
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
	116,910円	116,910円	114,750円	112,860円	110,700円	108,810円	106,650円	
料金プラン ※10	月額利用料	内 訳						
	合計	管理費	介護費用(上乘せ介護費)	食費	光熱水費	家賃相当額		
	356,970～367,230円	79,920円	106,650～116,910円	64,800円	21,600円	84,000円		
・管理費につきましては、平成27年4月1日付で改定を行っており、平成27年3月31日までの入居者向けの金額(64,800円)とは異なります。 ・各コースとも、介護費用(上乘せ介護費)は事業主体が提供する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者介護を利用いただく場合に要介護状態に応じてお支払いいただきます。尚、入居後に自立となった場合又は設置者が提供する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者介護を利用しない場合、介護費用(上乘せ介護費)に替えて、入居者の基本的な生活の支援を行うサービス(食事サービス、生活支援サービス及び健康管理サービス)の費用として生活支援費116,910円をお支払いいただきます。								
算定根拠 ※11	管理費	事務・管理部門の人件費及び施設の維持管理費						
	介護費用(上乘せ介護費)	入居者の基本的な生活の支援で、介護保険適用範囲以外の業務に関わる人件費						
	食費	上限 64,800円 [内訳] 朝食 648円/昼食 648円/夕食 864円 ・喫食数に応じ実績精算						
	光熱水費	電気、ガス、水道料金						
	家賃相当額	借建物の家賃						
	その他	—						
月額利用料に含まれない実費負担等※12	・医療費、薬剤費、予防接種費、おむつ代、業者依頼クリーニング代、理美容、電話の設置移設費用及び基本料回線使用料等、新聞代、レクリエーション消耗材料費、外食ツアーやドライブツアー等の参加費、外食・出前等の食事代 ・私用備品の消耗品費及び修繕費用 ・個人的日常生活上の便宜に要する費用							

介護保険に係る利用料 ※13 (適用を受ける場合で1割負担の場合)	特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)		
		月 額	自己負担額
	要介護1	192,338円	19,234円
	要介護2	214,174円	21,418円
	要介護3	237,716円	23,772円
	要介護4	259,552円	25,956円
	要介護5	282,750円	28,275円
	個別機能訓練加算 (有・ <input type="checkbox"/>)		
	夜間看護体制加算 (<input checked="" type="checkbox"/> ・無)		
	医療機関連携加算 (<input checked="" type="checkbox"/> ・無)		
看取り介護加算 (<input checked="" type="checkbox"/> ・無)			
介護職員処遇改善加算 (<input checked="" type="checkbox"/> ・無)			
サービス提供体制強化加算 (<input checked="" type="checkbox"/> ・無)			
介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日の例)			
	月 額	自己負担額	
要支援1	61,983円	6,199円	
要支援2	106,010円	10,601円	
個別機能訓練加算 (有・ <input type="checkbox"/>)			
医療機関連携加算 (<input checked="" type="checkbox"/> ・無)			
介護職員処遇改善加算 (<input checked="" type="checkbox"/> ・無)			

(4) 共通事項

改定ルール(勘案する要素及び改定手続等)	横浜市に係る消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いた上で行います。
一時金の返還金の保全措置	<input type="checkbox"/> ・有 保全措置の内容() 無の場合の理由(保全措置が義務付けられていないため)
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無・ <input checked="" type="checkbox"/> ソニーグループ損害保険プログラム
消費税の対象外とする利用料等	敷金・入居一時金(介護費用の一時金除く)・家賃相当額・介護保険に係る利用料(自己負担1割)及びおむつ代は消費税非課税になっております。それ以外の費用は消費税を含んだ金額となっております。
短期利用の設定(短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある)	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有の場合は別添2短期利用のサービス等の概要 参照

※7 総額表示のこと。

※8 一時金方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。

※9 入居一時金や月額利用料の請求時期や支払い方法等を記入する。

※10 複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。多様なプランがあるときは別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは枠内に記載すること。

※11 介護費用は介護保険に係る利用料を除く。

食費が1日単位の場合は、1か月30日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。

光熱水費は当該費用に含まない部分(居室等)の負担がある場合は、その旨記入する。

※12 見込まれる総ての項目名を列記すること。

※13 個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

4. サービスの内容

月額利用料（介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く）に含まれるサービスの内容・頻度等	管理費	小規模修繕、フロント業務、管理・入居相談業務
	食費	三食・おやつの提供
	その他	—
(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	別添1「介護サービス等の一覧表」によります。	
月額利用料に含まれない実費負担の必要なサービスとその利用料	3. 利用料「月額利用料に含まれない実費負担等」及び別添1「介護サービス等の一覧表」参照。	
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容 ※14	日本ゼネラルフード株式会社（厨房業務）	
苦情解決の体制（相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等）※15	<ul style="list-style-type: none"> ・施設及び本社 ※ 施設お客様相談室 : Tel 045-972-0172 責任者 : 岡崎公一郎 ※本社（代表） : Tel 03-6418-7978 <p>施設及び本社で解決が難しい場合は、次の第三者機関や行政に相談することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者機関、行政等 ※ 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課 : Tel 0570-022-110 ※ 横浜市健康福祉局高齢施設課 : Tel 045-671-4117 ※ 横浜市青葉区高齢障害支援課 : Tel 045-978-2479 ※ 公益社団法人全国有料老人ホーム協会（平日 10:00-17:00） : Tel 03-3272-3781 	
事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等）	事故対応マニュアルに基づいて、応急措置もしくは119番通報による医療機関への搬入を行うとともに、施設長から家族への連絡を行います。また、事故についての検証を行い、今後の防止策を講じます。	
事故発生の防止のための指針	無・ <input checked="" type="checkbox"/>	
損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等）	甲の介護サービス等の提供に当たり事故が発生し入居者の生命、身体、財産に損害が生じ、かかる損害が不可抗力によって発生したものでなく、甲に故意又は重大な過失が存在する場合には、甲はその損害を速やかに賠償します。但し、入居者に故意又は重大な過失がある場合には、損害賠償を減ずることがあります。	
(社)全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者基金制度への加入状況	無・ <input checked="" type="checkbox"/> ※同協会の入居者基金制度への加入はしていません。	

※14 施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。

※15 施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や(社)全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入。

5. 介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所		介護居室にて介護します。 ただし、医師の意見を踏まえ、心身の状況により入居者又は契約者の意見を確認した上で、居室を移動頂く場合があります。
入居後に居室又は施設を住み替える場合	居室から一時介護室へ移る場合(判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等)	—
	従前の居室から別の居室へ住み替える場合 (同上)	適切な介護サービス提供のため、観察期間を設け、介護状態に応じて、ご本人及び契約者の同意の上で、居室(個室)を移動して頂くことがあります。費用の増減はありません。
	提携ホームへ住み替える場合 (同上)	他のホームへ移る必要はありません。

6. 医療

協力医療機関（又は囑託医）の概要及び協力内容	〔協力医療機関〕														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">名称</th> <th>診療科目</th> </tr> <tr> <th>所在地</th> </tr> <tr> <th>距離及び所要時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">山本内科循環器医院</td> <td>内科（往診可） 横浜市青葉区藤が丘2-19-1 0.5 km 車1分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">医療法人たちばな台病院</td> <td>内科・外科・整形外科・泌尿器科 他 横浜市青葉区たちばな台2-2-1 2.5 km 車7分</td> </tr> <tr> <td>横浜新緑総合病院</td> <td>内科・外科・整形外科・脳神経外科 他 横浜市緑区十日市場町1726-7 3.3 km 車12分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地挽歯科医院</td> <td>歯科（往診可） 横浜市青葉区鴨志田町824-25 3.6 km、車15分</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">山本歯科医院</td> <td>歯科（往診可） 横浜市青葉区藤が丘2-19-1 0.5 km 車1分</td> </tr> </tbody> </table>	名称	診療科目	所在地	距離及び所要時間	山本内科循環器医院	内科（往診可） 横浜市青葉区藤が丘2-19-1 0.5 km 車1分	医療法人たちばな台病院	内科・外科・整形外科・泌尿器科 他 横浜市青葉区たちばな台2-2-1 2.5 km 車7分	横浜新緑総合病院	内科・外科・整形外科・脳神経外科 他 横浜市緑区十日市場町1726-7 3.3 km 車12分	地挽歯科医院	歯科（往診可） 横浜市青葉区鴨志田町824-25 3.6 km、車15分	山本歯科医院	歯科（往診可） 横浜市青葉区藤が丘2-19-1 0.5 km 車1分
名称	診療科目														
	所在地														
	距離及び所要時間														
山本内科循環器医院	内科（往診可） 横浜市青葉区藤が丘2-19-1 0.5 km 車1分														
	医療法人たちばな台病院	内科・外科・整形外科・泌尿器科 他 横浜市青葉区たちばな台2-2-1 2.5 km 車7分													
		横浜新緑総合病院	内科・外科・整形外科・脳神経外科 他 横浜市緑区十日市場町1726-7 3.3 km 車12分												
地挽歯科医院	歯科（往診可） 横浜市青葉区鴨志田町824-25 3.6 km、車15分														
	山本歯科医院	歯科（往診可） 横浜市青葉区藤が丘2-19-1 0.5 km 車1分													
<p>入居者が医療を要する場合の対応（入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等）</p>		<p>通院</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力医療機関への通院同行費用は、月額利用料に含みます。 <p>入院</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師の判断を基本として、入居者及びご家族にてお話し合いいただき、協力医療機関または希望する病院に入院となります。 入院期間中も月額利用料のうち家賃相当額、管理費、光熱水費はご負担下さい。 入院に係る費用は入居者の負担となります。 入院中も居室利用権は存続します。 													

7. 入居状況等

(平成28年6月30日現在)

入居者数及び定員	26人（定員32人）		
入居者内訳	性別	男性5人、女性21人	
		要介護 26人	(内訳) 要介護1 3人 要介護2 6人 要介護3 5人 要介護4 2人 要介護5 10人

		要支援 0人 (内訳) 要支援1 0人 要支援2 0人 未認定 0人
平均年齢	87.7歳 (男性87.4歳、女性87.7歳)	
運営懇談会の開催状況 (開催回数、設置者の役職員を 除く参加者数、主な議題等)	<p>年2回(6月、12月) 上記に加え、3月、9月はアンケート形式での意見集約とその報告配布 を実施し、運営状況をご契約者等に共有しています。</p> <p>[開催状況]</p> <p>H28年6月(参加者:13人) 主な議題 1.施設運営状況報告 2.皆様からのご意見・ご要望のとりまとめ</p> <p>H27年12月(参加者:17人) 主な議題 1.施設運営状況報告 2.皆様からのご意見・ご要望のとりまとめ</p> <p>H27年6月(参加者:11人) 主な議題 1.施設運営状況報告 2.皆様からのご意見・ご要望のとりまとめ</p> <p>H26年12月(参加者:16人) 主な議題 1.施設運営状況報告 2.皆様からのご意見・ご要望のとりまとめ</p>	

注) 介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

8. 職員体制

(平成 28 年 6 月 30 日現在)

	職員数	常勤換算後の		うち夜間勤務 (16時半～翌0時半) (最少人数)	備考 (資格・委託等)
		人数	うち自立対応		
管理者	1 (一)			—	介護支援専門員
生活相談員	3 (0)	1.0	0	—	管理者、計画作成担当、事務が兼務
直接処遇職員	28 (15)	17.8	0	2	
介護職員	20 (12)	12.2	0	1	介護福祉士、介護職員初任者研修修了、ヘルパー1級・2級
看護職員	8 (3)	5.0	0	1	看護師、准看護師
機能訓練指導員	5※ (0)			—	看護職員が兼務
理学療法士	0 (0)			—	
作業療法士	1 (0)			—	
その他	4 (0)			—	看護師、准看護師
計画作成担当者	1 (0)			—	生活相談員が兼務、介護支援専門員
医師	0 (0)			—	
栄養士	0 (0)			—	業務委託
調理員	0 (0)			—	〃
事務職員	4 (3)			—	
その他職員	10 (10)			—	清掃・洗濯・用務員
合計	43 (27)			2	

注1) 職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数。

- 2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。
- 3) 機能訓練指導員及び計画作成担当が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。
- 4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当者の介護支援専門員資格等を記入。

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値 ※18
要支援1の人数	0	0	0
要支援2及び要介護者の人数	28.0	31.1	26.0
指定基準上の直接処遇職員の人数※16	9.3	10.0	9.0
配置している直接処遇職員の人数※17	18.3	17.7	19.5
要支援者・要介護者の合計人数に対する配置直接処遇職員の人数の割合	1.5 : 1	1.7 : 1	1.3 : 1
常勤換算方法の考え方	常勤の週勤務時間(35時間)で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員	早番 7:00 ~ 15:00 日勤 9:00 ~ 17:00 遅番 11:00 ~ 19:00 夜勤 16:30 ~ 9:30	

	看護職員 早番	:	~	:
	日勤	9:00	~	17:00
	遅番	:	~	:
	夜勤	16:30	~	9:30

※16 常勤換算後の人数。

※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。

※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

○介護職員の保健福祉に係る資格取得状況

社会福祉士	— 人 (人)	介護職員実務者研修	— 人 (2人)
介護福祉士	12 人 (人)	介護職員初任者研修	7 人 (9人)
介護支援専門員	1 人 (1人)	ホームヘルパー3級	— 人 (人)
		無資格者	— 人 (人)

注) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。他の資格を持っている職員を () に外数で記入する。

9. 入居・退去等

入居者の条件 (年齢、心身の状況(自立・要支援・要介護)等)	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援及び要介護の認定を受けた方 ・契約者の他に身元引受人をたてられる方 ・自傷他害の恐れがなく、他の入居者と円滑な共同生活が可能な方 ・感染症でない方 <p>但し、医師により他の入居者に感染する恐れがないと診断された場合は、この限りではありません。</p>
身元引き受け人等の条件及び義務等	<p>身元引受人を1名定めていただきます。</p> <p>身元引受人は、入居者の本契約に基づく事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負います。</p> <p>身元引受人は、入居契約が解除(死亡・任意退去)の場合、身柄を引き取ります。</p> <p>身元引受人は、介護サービスの提供にあたって処遇の相談、緊急時の連絡等に協力します。</p>
生活保護受給者の受入れ対応	<input checked="" type="checkbox"/> ・ 可
施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等※19	<p>(契約者からの契約解除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約者は、入居契約を解除しようとする場合には、30日以上の予告期間において、管理運営規定に定める契約解除届を事業者へ届け出るものとし、その契約解除届に記載された予告期間満了日をもって入居契約は解除されるものとします。 2 入居者及び契約者は、前項の予告期間満了日までに専用居室を明渡すものとします。 3 契約者が契約解除届を提示せず、入居者が退去した場合には、事業者が入居者の退去の事実を知った日の翌日から起算して30日目をもって、入居契約は解除されたものとします。 <p>(事業者からの契約解除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者は、入居者又は契約者が次の各号の一に該当し、かつそのことが契約を将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難であると認められる場合には、契約者に対し、90日以上の予告期間において、入居契約を解除することができるものとします。 <ol style="list-style-type: none"> 一 入居申込書等の書類に虚偽の事項を記載するなど、不正な手段により入居したとき。 二 入居契約に基づく利用料等の支払いをしばしば遅延し、事業者の督促にもかかわらず遅滞額が3ヶ月分に達した場合など、入居契約における事業者と契約者との信頼関係を著しく害するものであると判断したとき。 三 その他入居契約や管理運営規程等に違反した等、施設の利用において入居者に禁止または制限している規定に違反し是正しないとき。

	<p>2 入居者の行動が他の入居者に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常の介護方法ではこれを防止することができず、入居契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると認められる場合、事業者は次の手続きを行い入居契約を解除することがあります。</p> <p>一 一定の観察期間をおくこと。</p> <p>二 医師の意見を聞くこと。</p> <p>三 契約解除の通告について90日以上の予告期間をおくこと。</p> <p>四 前号の通告に先立ち、可能な限り入居者の意思を確認するとともに、契約者の意見を聞くこと。</p> <p>3 事業者は、契約の解除通告を行うに先だて、必ず、入居者及び契約者にその事由を説明するとともに、弁明の機会を設けるものとします。</p> <p>4 事業者は、契約解除通告の予告期間中に、入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、入居者、契約者及び身元引受人と協議し、移転先の確保に協力するものとします。</p> <p>5 入居者、契約者及び身元引受人は、事業者が入居契約の解除を通告した場合には、その予告期間満了後、7日以内に専用居室を明け渡すものとします。</p> <p>(入居一時金返還について) 「3. 利用料 解約時の返還金」のとおり計算し、契約解除日の翌日から起算して30日以内に返還します。</p>
前年度1年間の施設からの契約解除件数	0 件
体験入居の期間及び費用負担等	<p>1人当たり 税込10,286円(1泊2日/食事付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最長1週間程度。 ・体験入居利用者には、事業所において行なう入居者と同様の各種サービスを提供するものとします。 ・満室の場合は不可。 ・介護保険は適用外となります。

※19 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、入居一時金の返還時期等を正確に記入。

10. 情報開示

入居希望者等への情報開示 ※20	重要事項説明書の公開	1 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	入居契約書の公開	1 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	管理規程の公開	1 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	財務諸表の公開	1 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	事業収支計画の公開	1 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開

※20 市指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも閲覧であることに留意すること。

添付書類： 「介護サービス等の一覧表」
「短期利用のサービス等の概要」

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

年 月 日 説明者署名 _____

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

年 月 日 署名 _____

別添 1 介護サービス等の一覧表

	要支援1		要支援2・要介護1		要介護2～3		要介護4～5	
介護を行う場所	介護居室		介護居室		介護居室		介護居室	
	介護保険給付及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付及び月額利用料を含むサービス	その都度徴収するサービス
介護サービス								
○巡回 ・昼間（9～18時） ・夜間（18～9時）	必要時 必要時	－ －	2回／日 3回／日	－ －	2回／日 3回／日	－ －	3回／日 5回／日	－ －
○食事介助	－	－	必要時見守り	－	必要時	－	必要時	－
○排泄（1人介助） ・排泄介助 ・おむつ交換 ・おむつ代	－ － －	－ － 自己負担	必要時見守り － －	－ － 自己負担	必要時 必要時 －	－ － 自己負担	必要時 必要時 －	－ － 自己負担
○入浴 ・一般浴介助 ・特殊浴介助 ・清拭	2回／週 － 必要時	3回以上／週	2回／週 － 必要時	3回以上／週	2回／週 － 必要時	3回以上／週	2回／週 － 必要時	3回以上／週
※入浴日以外及び週2回を超える入浴（1時間まで）：¥1,286/回、2人介助追加¥1,029/回								
○身辺介助 ・体位交換 ・居室からの移動 ・衣類の着脱 ・身だしなみ介助	－ － － －	－ － － －	－ 必要時 必要時 必要時	－ － － －	－ 必要時 朝夕、入浴時 朝夕、入浴時	－ － － －	必要時 必要時 朝夕、入浴時 朝夕、入浴時	－ － － －
○機能訓練 ・機能維持の為の日常訓練	必要時	－	必要時	－	必要時	－	必要時	－
※30分を超える散歩付き添い：¥540/30分								
○通院の介助、同行	必要時 協力病院及び近隣医療機関	協力病院以外は距離・時間により自己負担	必要時 協力病院及び近隣医療機関	協力病院以外は距離・時間により自己負担	必要時 協力病院及び近隣医療機関	協力病院以外は距離・時間により自己負担	必要時 協力病院及び近隣医療機関	協力病院以外は距離・時間により自己負担
※片道30分を超える送迎及び4時間を超える付添：（看護職員）¥1,029/30分（介護職員）¥643/30分								
○緊急時対応 ・ナースコール	必要時	－	24時間対応	－	24時間対応	－	24時間対応	－
生活支援サービス								
○家事 ・清掃 ・洗濯	2回／週 2回／週	－ －	2回／週 2回／週	－ －	2回／週 2回／週	－ －	2回／週 2回／週	－ －
○リネン交換	3回／月	－	3回／月	－	3回／月	－	3回／月	－
○居室配膳・下膳	必要時		必要時		必要時		必要時	
○理美容	－	自己負担	－	自己負担	－	自己負担	－	自己負担

○代行 ・役所の手続き ・買物	— 3回/月	実経費 (お品代等 自己負担)	— 3回/月	実経費 (お品代等 自己負担)	— 3回/月	実経費 (お品代等 自己負担)	— 3回/月	実経費 (お品代等 自己負担)
健康管理サービス								
○健康診断	—	1回/年 及び希望時	—	1回/年 及び希望時	—	1回/年 及び希望時	—	1回/年 及び希望時
○健康相談	随時	—	随時	—	随時	—	随時	—
○生活指導	随時	—	随時	—	随時	—	随時	—
○医師の往診	—	1回/月 及び必要時	—	1回/月 及び必要時	—	1回/月 及び必要時	—	1回/月 及び必要時
入退院時、入院中のサービス								
○医療費	—	医療保険	—	医療保険	—	医療保険	—	医療保険
○移送サービス	協力病院及び近隣医療機関	協力病院以外は距離・時間により自己負担	協力病院及び近隣医療機関	協力病院以外は距離・時間により自己負担	協力病院及び近隣医療機関	協力病院以外は距離・時間により自己負担	協力病院及び近隣医療機関	協力病院以外は距離・時間により自己負担
その他のサービス								
○イベント開催		材料費等自己負担		材料費等自己負担		材料費等自己負担		材料費等自己負担

短期利用のサービス等の概要

(1) サービスの内容

利用可能期間	最短 1日 ~ 最長 30日
サービスの内容	<input checked="" type="checkbox"/> 重要事項説明書「4 サービスの内容」と同一である
	<input type="checkbox"/> 重要事項説明書「4 サービスの内容」と相違するところがある
	《上記 2 に該当する場合のサービス内容の相違点》

(2) 利用料

費用の支払方法 ※	原則利用日数に応じ、退居後精算とする。											
1日あたりの利用料	11,899円 ~ 12,169円											
年齢に応じた金額設定	<input type="checkbox"/> 無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有											
要介護状態に応じた金額設定	<input type="checkbox"/> 無 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 有											
料金プラン ※	利用料	内 訳					その他					
		管理費	介護費用 (上乗せ介護費)	食費	光熱水費	家賃相当額						
	11,899円 ~ 12,169円	2,664円	3,555円 ~ 3,825円	朝648円 昼648円 夕864円	720円	2,800円	—					
・ 介護費用は要介護状態による。												
算定根拠 ※	管理費	重要事項説明書 3. 利用料の(2)一時金方式の算定根拠と同一。介護費用 (上乗せ介護費)										
	介護費用 (上乗せ介護費)											
	食費											
	光熱水費							要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	家賃相当額							3,825円	3,762円	3,690円	3,627円	3,555円
	その他											
1日あたりの利用料に含まれない実費負担等 ※	3. 利用料「月額利用料に含まれない実費負担等」及び別添 1 「介護サービス等の一覧表」参照。											
介護保険に係る利用料 ※ (1割が自己負担の場合)	特定施設入居者生活介護											
		日 額	自己負担額									
	要介護 1	6,174円	618円									
	要介護 2	6,903円	691円									
	要介護 3	7,686円	769円									
	要介護 4	8,415円	842円									
	要介護 5	9,187円	919円									
夜間看護体制加算 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 介護職員処遇改善加算 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 サービス提供体制強化加算 (有 ・ <input type="checkbox"/> 無)												

※ 重要事項説明書の当該箇所に準じて記載すること。

(3) その他

利用 (契約) に際しての留意点、特記事項等	<p>短期利用のサービス等については、重要事項説明書 9.入居・退居等の入居者の条件、身元引受人等の条件及び義務等および以下の条件を適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約においては、入居者側、事業者側双方の契約当事者から、いつでも中途解除ができることを定めています。事業者側からは、利用者が他の入居者や職員に対して大声での暴言や暴力などの迷惑行為を行い、通常の介護では阻止できない場合等、期間中途での解除を求めることがあります。 ・ 前 2 号のいずれによる解除の場合も解除通知の翌日を退去期限と致します。
------------------------	---